

# 令和6年度みやぎの女性つながりサポート型支援事業（仙台北地域） 企画提案に係る仕様書

## 1 委託業務の名称

令和6年度みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務（仙台北地域）

## 2 事業主体

宮城県

## 3 委託業務の目的

孤独・孤立で不安を抱える女性や女の子については、心理面に寄り添った相談支援に加えて、自立支援や就業支援との連携など、社会参画に向けた、きめ細かな支援が求められていることから、県内において困難や不安を抱える女性や女の子を重点的に支援するため、地域の実情に応じた支援が可能なNPO等の知見を活かし、社会との絆・つながりの回復を図ることを目的とする。

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 5 委託業務の内容

困難や不安を抱える女性について、地域の実情に応じた支援が可能なNPO等の知見を活かし、社会との絆・つながりを回復するため、重点的に寄り添った支援を行うもの。内容は以下のとおり。

### イ 事業実施期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### ロ 事業内容

#### （イ）事業地区（市町村）

塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村

#### （ロ）相談体制の構築

1次相談については、週3日以上実施すること。2次相談については、1次相談の内容に応じて実施すること。相談に繋げるための取組については、必要に応じて適宜実施すること。

#### ■ 1次相談

・電話相談、SNS相談、メール相談等

#### ■ 2次相談

・対面相談、アウトリーチ型支援、同行支援等

#### ■ 相談に繋げるための取組

・市町村等と連携した出張相談会、居場所の提供など

※1次相談、2次相談、相談に繋げるための取組については、再委託して実施することができるものとする。なお、再委託事業者が事業の趣旨を理解し、相談者の個人情報の取扱いに配慮するなど、適切に委託事業者が管理すること。

(ハ) 相談員等について

過去に経験がある若しくは相談業務等について研修等を受講したことがあるもの。

(ニ) 生理用品の提供

困難や不安を抱える女性や女の子への支援に付随して、必要に応じて提供。

その他、事業を委託したNPO法人等が、困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復できるよう、当該女性に対して、創意工夫に応じた支援を行うもの。

(ホ) 広報について

- ・新聞・ラジオ・専用のホームページによる広報
- ・その他各種媒体等を活用した広報

(ヘ) 関係機関等との連携強化等

- ・適切な行政等の支援（福祉施策・自立支援・就業支援施策など）につながるよう、関係機関との連携体制の強化に努めること。
- ・各地域の当該事業受託事業者との連携を図ること。

(ト) 県への経過報告等

- ・相談内容を取りまとめ、様式1-1、1-2、1-3を3ヶ月に1回若しくは発注者の求めに応じて提出すること。

## 6 関係書類の保管

受託事業者は、本委託業務終了後、当該業務の支出状況を明らかにする帳簿類、その他関係書類を5年間保管するものとする。

## 7 事業実施に係る留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- (2) 個人情報の収集や利用、管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に委託することは禁止する。ただし、あらかじめ県に対して、別途契約書で定める方法により協議し、承認を得た場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。
- (5) 本業務にあたっては、受託事業者の代表者が、本事業全体を統括する統括責任者として、責任を以て管理、遂行すること。

(6) 本事業において取りまとめた個人情報については、今後の女性支援業務に活用することを妨げない。

## 8 完了報告

受託事業者は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課へ事業実施報告書等を提出するものとする。事業期間は令和7年2月28日までであることから、報告書等は委託期間内に提出すること。

(1) 報告期限：令和7年3月14日（金）【厳守】

(2) 提出場所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

## 9 その他

(1) 本事業は、内閣府地域女性活躍推進交付金を活用して実施する。

(2) 本事業により発生した著作権については、全て宮城県に帰属するものとする。

(3) 本事業に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項がある場合は、宮城県と協議すること。